

会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	令和2年度（2020年度）第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和2年（2020年）6月9日（火） 午後2時00分～午後4時5分
3 開催場所	市役所本庁舎5階第1委員会室
4 会議の概要	<p>議 事</p> <p>(1) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する令和元年度実績報告について</p> <p>(2) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に伴う介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護の運営事業者選定について</p> <p>(3) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査の実施結果について</p> <p>(4) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基本的な考え方について</p> <p>(5) 指定介護予防支援事業所の指定更新について</p> <p>(6) 地域包括支援センター大相模の設置について</p> <p>(7) 地域包括支援センター事業報告・事業計画等について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	(公 開) ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 TEL 963-9305 (直通)
9 その他	

令和2年度（2020年度）第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和2年（2020年）6月25日（木）午後2時～午後4時05分

場 所 本庁舎5階第1委員会室

出席者

委 員：田口会長、大谷委員、大家委員、菰田委員、佐々木委員、蓮見委員、藤田委員、齋藤委員、得上委員、北山委員、吉田委員、青木委員、山中委員、辻委員、本間委員、堀切委員

事務局：榊地域包括ケア推進担当部長、加藤福祉部副参事兼介護保険課長、久保田福祉部地域包括ケア推進課長、関福祉部福祉推進課長、小林福祉部地域包括ケア推進課調整幹兼地域包括総合支援センター長、内田福祉部地域包括ケア推進課副課長、野口保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部市民健康課長、会田福祉部介護保険課調整幹
外6名

傍聴人：2名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 皆様、こんにちは。本日は公私ともに大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

お時間となりましたので、ただいまより令和2年度第1回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、運営協議会委員の変更がございましたので、ご報告申し上げます。

まず、越谷市介護保険条例第13条で規定する第1号委員の川戸委員が一身上の都合により当協議会委員を辞任されております。

続きまして、越谷市民生委員・児童委員協議会の改選に伴い、同条例で規定する第2号委員の松下委員から、新たに得上委員が当協議会の委員として就任いたしました。

得上委員におかれましては、本日の会議より出席しておりますので、一言ご挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

得上委員 越谷市民生委員・児童委員協議会のほうから参りました得上成子と申します。何も分かりませんが、皆さんについて一生懸命頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございます。

当会議は、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができないこととなっております。本日は、委員総数20名のうち、16名が出席されておりますので、ここに会議が有効に成立することをご報告申し上げます。

なお、星野副会長、佐藤委員、高橋委員、山中委員につきましては、所用によりご欠席との連絡を頂いております。

また、本日の会議には第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る業務を委託しております株式会社IRSがオブザーバーとして出席をしておりますので、ご了承願ひます。

それでは、開会にあたりまして、田口会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

会 長 皆さん、こんにちは。大変ご無沙汰しております。

最近の新型コロナの影響がありまして、皆様方の所属の施設等でも色々な対応が求められているのではないかと思います。本学でも入学式もできず、1年生は全く友達同士で会うこともできずという状況で、7月までは全てオンラインの授業という形で過ごしているところでございます。病院での実習も全くできていない状況でございますが、何とか進めているところでございます。

本年度介護保険事業計画の3年目で、第8期の計画を具体的に作成することになります。そんな中で、4月14日だったかと思いますが、越谷市長から第8期計画策定の諮問の交付を私一人ではありましたが受けましたので、皆様方には郵送されていると思いますが、改めてこの場でご報告という形にさせていただきます。

では、本日、マスクをしていて大分しゃべりにくい状況ではございますが、マスクに負けずに活発な意見をお願いできればと思います。

よろしくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料につきましては、先日郵送させていただきました、次第、続いて令和2年度第1回越谷市

介護保険運営協議会と右上に書かれている資料1、別紙1—1、別紙1—2、別紙1—3、別紙1—4、続いて、参考として、社会保障審議会資料の基本指針の構成についてという資料、別冊で令和元年度第2回の会議録、これらのほか、机の上に配付させていただきました埼玉県ケアラー支援条例、ピンク色の介護者サロンティータイムと左上に記載されているものの10点でございます。資料の不足でございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 ありがとうございます。

また、委員名簿も配付しておりますので、ご確認お願いいたします。

さて、会議の発言に当たりましては、挙手の上、議長より指名の後、皆様の前の卓上マイクのボタンを押し、マイクの点灯を確認してから発言をお願いいたします。また、発言後は再度ボタンを押していただきますようお願い申し上げます。

最後に、本日の会議は会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、田口会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

2 挨拶

会 長 改めまして、皆さん、こんにちは。

それでは、会を早速始めさせていただきたいと思いますが、次第に基づいて進行させていただきますが、まず事務局の方にお伺いいたします。本日の会議の傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 2人おります。

会 長 では、傍聴希望者の入室をお願いいたします。

〔傍聴者入室、着席〕

会 長 それでは、傍聴される方をお願い申し上げます。会議中は傍聴要領に記載されております内容をご遵守いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 令和元年度第2回介護保険運営協議会会議録について

議 長 それでは、次第に従いまして進めてまいります。本日の会議の時間につき

まして、議事は大変多いですが、活発な意見も聴いていく中で、90分程度を目安に進行させていただければと思っております。議事の状況に応じては前後することもあるかと思いますが、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、初めに議事の1つ目です。令和元年度第2回介護保険運営協議会会議録についてですが、皆様方には前もって郵送されていたかと思えます。これに関して何かご意見ございますでしょうか。

〔「異議ありません」と言う人あり〕

議長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、異議等ございませんようですので、前回の会議録はご承認いただいた形にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

(2) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する令和元年度実績報告について

議長 それでは、次の議事に移っていきたくと思えます。

続きまして、議事の2つ目です。第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する令和元年度実績報告について、資料の2ページから19ページかと思えますが、まずは事務局からご説明お願いいたします。

事務局 では、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、昨年度の第1回目の際に、平成30年度の実績についてご説明させていただきました。今年度については、令和元年度の実績についてご説明させていただきます。

では、資料の4ページをご参照ください。こちら第7期の事業計画に掲げております事業内容の進捗状況について掲載させていただいております。越谷市で掲げております主要施策の1つ目に当たります生涯にわたる健康づくりと高齢者の社会参加の促進の項目になります。全体の目標達成事業としては、8事業中1事業ととどまっておりますが、5ページ目の上から2つ目、老人福祉センター年間利用者数をご覧いただきたく思えます。こちらにつきましては、昨年度より人数が減っておるところなのですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、老人福祉センター4館全て臨時休館としたため、利用者の減少となっております。

続きまして、7ページご参照ください。主要施策の2つ目としております地域共生社会の実現に向けた生活支援、介護予防の推進と在宅介護の充実という

項目となります。上から2つ目、地区レベルの協議体設置数につきまして、目標値には到達しておりませんが、地区の特性も異なり、単年度に全地区整備することは困難であるため、今後も引き続き地区ごとに活動をフォローしながら設置数を増やしていくという考えになっております。

続きまして、12ページをご参照ください。4つ目の主要施策と掲げております医療と介護の連携の推進の中で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画を掲げておりまして、令和2年度までにそれぞれ1事業所ずつ増やして4事業所開設を目標としております。こちらにつきまして、進捗率変わらずに事業所の50%という形になっておりますが、30年度に公募を行い選定しておりまして、今年度中にそれぞれ開設する予定になります。そのため、目標値に対して達成はしておりませんが、計画どおりとさせていただいております。

続きまして、14ページご参照ください。こちらは5つ目の主要施策であります認知症施策の推進と介護に取り組む家族等への支援の充実という中で、オレンジカフェの設置箇所数になります。目標値3か所に対して6か所という実績となっております。令和元年度は1か所の新規運営団体の助成を行っておりまして、今後もオレンジカフェの需要等を勘案しながら推進していくことになります。

続きまして、15ページをご参照ください。15ページ以降につきましては、介護給付費の実績を掲載させていただいております。おおむね見込みどおりの流れとなっておりますが、密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の給付費実績は、昨年度も同じ報告をいたしました。事業所数が増えていることによって見込みよりも実際の数値が増えています。また、5番目の施設サービス、一番下、④番目になりますが、介護医療院につきましては、本市には転換される介護療養型医療施設がないこと、また、第7期の計画の中にも介護医療院の整備目標がないことより、見込と実績が乖離しているところが見受けられます。

次に、18ページをご参照ください。こちらにつきましては、別紙1-1から1-3に関する説明文となっております。別紙1-1から1-3につきましては、平成30年度の越谷市の状況を「取組と目標」という自己評価シートに落とし込んだシートになりまして、昨年度第1回目の会議の際、委員の皆さんに実績報告をさせていただいておりましたが、それを基に作成しております。

こちらを今回お示ししている理由は、国より第7期計画に記載した事業について、「取組と目標」に対する自己評価を公表することが望ましいとされておりました。越谷市では令和元年度第3回の介護保険運営協議会にて公表すると回答しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当会議を中止としましたので、今回の会議にて公表させていただいております。

説明は以上になります。

議長 事務局の方、ご説明ありがとうございました。

ただいま第7期の計画における令和元年度の実績報告の説明がございましたけれども、これは昨年度も1年前の実績を同じ時期に報告した形になっているかと思いますが、ただいまのご説明につきまして何かご質問、ご意見等ございましたら挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。資料の解説もついて見やすいとは思いますが、いかがでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員 10ページが一番下、民間の福祉避難所指定数のところなのですが、ここで危機管理課が特養とか障がい者施設等が避難所として提携を結ばれたと思うのですが、施設名の公表はしていただけますでしょうか。というのは、地区の防災マップにぜひ入れていきたいなと思っているので、その点どのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

議長 A委員ありがとうございます。

これについて公表に関してはどうでしょうか。お願いいたします。

事務局 お答えをさせていただきます。

福祉避難所については、越谷市のホームページ上で公表しておりますので、改めて皆様にその施設名称載った資料をお配りすることは可能でございます。ただ、この福祉避難所につきましては、例えば体が不自由な方ですとか、そういった方が直接避難できる場所ということではなく、まず公民館ですとか、体育館ですとか、そういったところに避難をしていただいて、その後、例えば耳が不自由である、目が不自由である、そういった方が健常者の方の避難者と一緒に生活するのがなかなか難しい時にそれを支援する方たちを配置して、二次的な避難所として福祉避難所として機能することになっておりますので、例えば防災マップの中に入れて、直接そこに避難するということがないようにご配慮をいただければ非常にありがたいなと思います。

A委員 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。せっかく作成しても公表されなければ利用されないでしょうからね。

ほかにいかがでしょうか。本年度が最終年度で、2年目の事業報告として目標に向かっては進んでいるのかなという印象はございますが、よろしいでしょうか。

2月、3月がどうしても何もできなかったという状況ですよね。老人福祉センターもたしか6月15日からでしたっけ、始まりましたね。ウィズコロナでやっていかなくてはいけないかなと思います。

ありがとうございました。それでは、ご質問もないようですので、議事の2つ目、第7期計画に関する令和元年度の実績報告については終わりにさせていただきます。

(3) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に伴う介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護の運営事業者選定について

議長 それでは、議事を進行させます。

続きまして、3つ目になります。第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に伴う介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護、いわゆる介護つき有料老人ホームですね、の運営事業者の選定について、資料は20ページ、21ページになりますでしょうか。まずは事務局から説明お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

資料21ページをご参照ください。第7期介護保険事業計画に掲げている施設目標としましては、介護老人保健施設を1施設100床としており、特定施設入居者生活介護は2施設120床としております。介護老人保健施設につきましては、前回の会議の際に近隣の状況及び稼働率の観点より、1施設で100床ということをお話しさせていただいて、皆さんにご同意いただいているかと思ひます。これに基づきまして事務局にて公募させていただきましたところ、応募状況として、介護老人保健施設については1施設100床、特定施設入居者生活介護についてはトータルで4施設276床の応募がありました。こちらにつきまして介護老人保健施設はその1施設100床を採択し、特定施設入居者生活介護につきましては、2施設147床を採択してあります。

2つ目の表に記載させていただいているのが選定した事業者の情報になります。

す。特定施設入居者生活介護の床数が実際の計画より27床多い分につきましては、次の第8期事業計画の際に必要な数プラス27床を掲げる形で調整しようとして調整させていただいております。

説明は以上になります。

議長 説明ありがとうございました。

基本的には報告ではございますが、これにつきまして何かご意見、ご質問等ございましたらいかがでしょうか。これについてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 ありがとうございました。

(4) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査の実施結果について

議長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

4つ目の議事になります。これは、本年度策定する第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る、昨年度実施した基礎調査の実施結果についてになります。まず事務局からまたご説明よろしくお願ひいたします。

事務局 では、ご説明させていただきます。

23ページをご参照ください。こちらの調査につきましては、先ほど会長からもご説明いただきましたとおり、令和3年度から令和5年度を計画期間とします第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者の生活状況や支援サービスの必要性等を把握するために実施しております。

調査の方法としましては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について2つに分けて調査を行っておりまして、1つ目が一般高齢者向けで7,500人を対象、2つ目は要支援高齢者を対象としておりまして、3,666人が対象となっております。

もう一つの調査が在宅介護実態調査というものになりまして、満65歳以上の方で要支援1から2、要介護1から5の認定者のうち、要介護認定の更新、区分変更を行った人を対象に1,200人程度行っております。

実際の回収結果になりますが、おおむね60%程度という形で回収させていただきました。

では、24ページをご参照ください。24ページ以降は、アンケート調査結果の中から28年度の調査と比較したものを掲載させていただいております。

24ページの内容になりますが、今現在どなたの介護、介助を受けておりますかという調査項目になりまして、28年度については配偶者、夫、妻、または息子の割合が多かったのですけれども、今回につきまして要支援高齢者に対しては介護サービスのヘルパーという割合が増加しているという回答が多かったです。この点につきましては、介護サービスというものが皆さんに広く知れ渡っているのかなと判断しております。

次に、25ページをご参照ください。家族や友人、知人以外で何かあったときに相談する相手を教えてくださいという調査項目になっております。一般高齢者の方についてはそのような人はいないという割合がとても高いのですけれども、28年度調査と比較しますと、要支援高齢者につきましては、地域包括支援センター、役所、役場の割合が増加しております。こちらにつきましては、地域包括支援センターの名称が変わったことなど、周知が広く行われていることから地域包括支援センターを選択した方が増えてきているのではないかと考えられます。

続きまして、26ページになります。今後ですが、成年後見制度を利用したいと思いませんかという調査になります。28年度と比較しますと、利用したくないという方の割合が減少しております。成年後見制度についても周知ができていないのではないかと考えられます。

続きまして、27ページをご参照ください。こちらの調査につきましては、介護や福祉に関する情報を主にどこ、誰から得ていますかという調査になりまして、要支援高齢者については、地域包括支援センターの割合が増加しております。

続きまして、28ページになります。こちらは在宅介護実態調査の結果になります。今回の調査では28年度と比較しまして、40歳代の方の介護負担が減少しているという結果になっております。こちらは、推測にはなるのですけれども、40歳代の方たちがまだまだ働いている世代となっているのではないかと考えております。

続きまして、29ページをご参照ください。在宅で介護をしている介護者の方は介護をするに当たって何か働き方について調整等を行っていますかという質問になります。今回は28年度と比較しますと、特に行っていないという方の割合が増加しております。企業等においても介護休暇等を取得しやすい状況になっているのではないかと考えております。

続きまして、30ページをご参照ください。こちらにも主な介護者が今後も働きながら介護を続けていけそうかという質問になるのですが、28年度と比べまして問題なく続けていけるという割合が増加しており、また続けていくのはかなり難しいという割合が減少しておりました。

基礎調査の報告は以上となります。

議長 ご説明ありがとうございました。分かりやすいように第7期の計画の調査でも使用しました結果と併せて比較しながらご説明いただきました。

この結果につきまして何か委員の皆様ご質問等ございますでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員 25ページなのですが、何かあったら相談する相手を教えてくださいというところなのですが、薬剤師、薬局という文字が一つも入っていないのですが、私たちもかなり相談を受けておりますし、かかりつけ薬局とか、相談薬局とかというプレートも掲げていますので、今回のアンケートを見ても薬剤師という言葉が一つも入ってなくてとても寂しい思いをしております。私たちもかなり介護のほうの相談はを受けておりますので、ぜひ次回アンケートのときには入れていただきたいと思います。これは希望です。

以上です。

議長 ご意見ありがとうございます。

たしかこの、ごめんなさい、私の記憶があやふやなのですが、これは国からアンケートの決まった形ではなかったでしたか。

事務局 基本的なフォーマットは国から参りまして、それに基づいて各自治体で調査をしてほしいという国の方針がございます。ただ、本市として若干アレンジをして調査をかけるということは、最終的にデータを取る段階でそれが整理できるのであれば可能でございますので、次回の調査のときに改めて調整、検討させていただきます。

議長 ありがとうございます。次回見落とさないようにしていきたいと思っております。

それでは、A委員、お願いいたします。

A委員 感想なのですが、いいでしょうか。

議長 はい。

A委員 28ページの在宅介護実態調査の件です。28ページで、主な介護者の性別のところなのですが、男性で80歳以上の割合が高くなっていますという結果が出ました。それで、回答者の約4割が男性介護者になっていて、男性の介

護者が増えているなという実感を持ちました。また、80歳以上の方はどなたを介護しているのか分からないのですけれども、今後どのような支援があれば要介護者と共倒れになるのを防げるのかをやっぱりみんな考えていかなければいけないのではないかと思います。

感想です、2点。

議長 ありがとうございます。このような介護の状況の中でどういう困難が生じているのかが、やはり今後詳細を把握していく必要があるかと思えますね。ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問いかがでしょうか。この調査結果が第8期の計画を立てる上での根拠の一つになるかと思えますので、何か不明な点とかありましたらここで受けたほうがいいのかと思えますが、いかがでしょうか。

事務局の、はい。

事務局 1点補足説明させていただきたいと思えます。

調査結果のグラフの中に事業対象者という文言が出てくるのですけれども、26ページご参照していただいて一般高齢者の下、要支援高齢者の上、上のグラフですね。一般高齢者、事業対象者、要支援高齢者となっております。一般高齢者が介護度の取得をしていない方たちになりまして、要支援高齢者というのは、要支援1、2を取得した方になるのですが、事業対象者というのは、チェックリストで要支援相当とされている方たちになります。

議長 いわゆるハイリスクな方という意味ですか。

事務局 リスクはどちらかという低い方たちです。

事業対象者につきましては、介護の度合いとしては、介護1から5まで、それからその下に要支援2、1とございます。その要支援の方の中、あるいは要支援に該当しない方含めて、介護の制度を使うほどではなく、例えば地域の皆さんのお力を借りていろんな支援を受ける総合事業というのございますが、そういった一定のサービスを利用される方。そういった方を事業対象者と呼んでおります。要支援の方の中でも比較的支援の必要性が少ない方、専門のサービスでなくても何とか日常生活を今までどおりやっていける方、そういった方を幾つかの項目をチェックしていく中で、簡単に言うとふるい分けではないのですけれども、介護の申請をしていただく方、総合事業のサービスを利用させていただく方ということで、道を選んでいただいた中での比較的軽い方が事業対象者というような感じになる、ちょっと分かりづらいかもしれないのですけれど

も。

23ページの調査の対象というところですが、調査対象の中の②番が要支援高齢者の中に事業対象者も含まれております。

議 長 大丈夫でしょうか。C委員。

C 委員 先ほどご説明いただいた23ページの調査対象のところ、要介護1から5の認定者というのが入っているというところなのですが、左側の欄の①、②で言うと②の要支援高齢者に要介護1から5の方が入っているのでしょうか。また、要介護1から5の人の割合がどうなのかによってこのさきのアンケート結果の見方も何かあるのかなと思ったのですが、お願いいたします。

議 長 これは在宅介護実態調査ですので、28ページ以降が要介護のところになると。だから、調査内容が違うのですよね。27ページまでは日常生活圏域ニーズ調査、28ページ以降が在宅介護実態調査と。

C 委員 分かりました。

議 長 いろいろな言い方があるのでなかなか。

そのほかご質問、ご意見いかがでしょうか。多分次が今回のメイン議事になろうかと思っております。第8期の計画の骨子的な部分が提示されると思っておりますので、そこと併せて見ていただければと思っております。取りあえず次の議事に進めたいと思っております。

(5) 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基本的な考え方について

議 長 それでは、続きまして5つ目です。本日のメインの議事だと思っておりますが、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基本的な考え方につきまして、また事務局から説明、最初をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。

資料33ページをご参照ください。「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法に基づき高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的に定めるものとなっており、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために定めるものとなっております。越谷市では両計画は一体的に策定することとしておりまして、越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画として策定しております。

次に、35ページをご参照ください。第8期介護保険事業計画につきましては、令和3年度から令和5年度を策定期間としています。今回の計画の性格としましては、第8期計画は団塊の世代が後期高齢者となり、医療や介護の需要が増加すると言われる2025年を間近に迎えた2023年までを計画期間としています。国におきましては、2025年を見据えて医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできたほか、「介護離職者ゼロ」の実現に向けて、介護の受け皿整備、介護人材確保対策等の総合的な対策に取り組んでいます。このことに関して本市においても第7期事業計画に反映させて取り組んでいます。この件につきましては、先ほど実績報告をしてきた内容となります。

また、2025年が近づく一方、その先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年は高齢者人口のピークを迎えると考えられており、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加するものと見込まれております。介護保険制度については、2025年に向けて、また2040年を見据えてさらなる介護予防、健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築、介護現場の革新の観点から見直しを進められることが求められております。

越谷市につきましては、市政運営の根幹を成す「第5次越谷市総合振興計画」と、地域福祉の推進の基本となる「第3次越谷市地域福祉計画」と策定期間が重複することから、これらの計画との整合性を図るほか、埼玉県が策定した第7次埼玉県地域保健医療計画内の地域医療構想との整合性を図ってまいらうと考えております。

36ページをご参照ください。こちらが先ほどご説明させていただきました越谷市内の計画の体制及び県の計画との整合性を図るための図表となります。真ん中の第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画が、我々が策定していく計画となります。今回社会福祉法の改正に伴いまして地域福祉計画が福祉分野の上位計画となっておりますので、表としまして第3次越谷市地域福祉計画を高齢者保健福祉・介護保険事業計画の上部に記載させていただいております。

次に、37ページをご参照ください。こちらが今年度までを計画期間としている第7期計画の体系図となっております。基本理念が一番上にありまして、その中で主要施策と、主要施策の中から重点事業を掲載させていただいております。

次に、38ページをご参照ください。現時点で国の基本的な指針というものは公表されておりませんが、今後記載を充実してはどうかという案が現状で出されております。こちらにつきましては、別紙1—4と、もう一つ、社会保障の資料を参考として配付させていただいておりますので、こちらも併せてご確認いただければと思います。

内容としましては、1つ目が2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、2つ目が地域共生社会の実現、3つ目が介護予防、健康づくり施策の充実と推進、4つ目が有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携強化、5つ目が認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進、6つ目が地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化となっております。

今までの介護保険事業計画との基本指針を第1期から見ていきますと、主な柱というものは変わっていないのですけれども、記載を充実してはどうかという案につきましては年々多く盛り込まれている内容となっております。今回新たに我々が拝見した内容としては、4番目の有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携強化というものが新出の内容かと思われれます。

次に、40ページをご参照ください。こちらが今年度、第8期計画を策定するに当たる庁内体制になります。当会議である介護保険運営協議会につきましては、左上に記載させていただいております。

次に、41ページをご参照ください。当会議である運営協議会第1回を本日開催しております。これまでに作業部会を2度開催しております。今後は、作業部会と検討委員会の間に運営協議会を開催していこうと考えております。

では、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に基づく基本的な考え方について、事務局の説明は以上となります。

議長 説明ありがとうございました。

第8期計画策定の基本的な考え方を、第7期とも整合性も含めて併せてご説明していただいたところでございます。

話の中でもありましたけれども、現時点では国から明確な指針がまだ示されていない状況ではありますが、今後、今ご説明いただいたような考え方を基に第8期計画について議論を重ねていくことになるかと思っております。

ただいまご説明いただいた中で、しっかり理解する必要があると思っておりますの

で、ご質問等いかがでしょうか。いろんな計画が一緒になるということですね。ただ、ちゃんとそれぞれの計画とも整合性を取って、そして作業部会も開きながら進めていくというご説明もあったかと思います。

いかがでしょうか。D委員、お願いいたします。

D 委員 すみません、41ページの策定スケジュールというのが載っていますけれども、この検討委員会と作業部会、さらに事務局となっておりまして、この表の見方というか、どういう役割があるのか、教えていただけますか。

議 長 この横軸の委員会とか部会とかの。

D 委員 運営協議会だけを考えていけばいいのか、それとも皆さんがどこかの検討委員会、作業部会に所属していらっしゃるのか。

議 長 分かりました。正確な説明がよろしいかと思しますので、このそれぞれの部会、会議等のご説明をお願いできればと思います。

事務局 それでは、40ページをご覧ください。40ページと41ページで対応している形になります。まず40ページ、一番下の部分、事務局というものがございます。これは介護保険課、あとは今日ご出席をいただいているコンサルタントの会社の方、ここでこの8期計画の基本的な骨組みを国の指針等を基に作成してまいります。その上に、40ページの表でいきますと検討委員会、作業部会というのが事務局の上にございますが、作業部会というのは、庁内の各課の係長あるいは副課長級の職員で構成をしております、この介護保険事業計画の内容に関連する課所から組織をさせていただいています。その中でこれまでの取組の評価と、それから今後どのような取組をしていこうかと、それぞれの部局の案を出していく。それを整理したものがその上の検討委員会、これは課長級の職員で、あるいは中には部長級も入ったりもしますが、作業部会で練った案をさらに煮詰めてまいります。さらに、その上、政策会議というのが庁内体制の中ではトップにありますが、これは最終的にこういう計画で行きたいというのを全庁的にご協議いただいて、承認もらった上で計画を進めていきます。まずこの政策会議の下の検討委員会までの部分でいろいろ練った案を今日のようなこの介護保険の運営協議会に提案をさせていただいて、それで今日ご出席の皆さんからそれぞれご意見を頂きながら、修正すべきところは修正して、さらに計画を次のステップに進めていく、それを何回か繰り返させていただいて、最終的に計画が出来上がるという流れになります。検討委員会までで検討した事項を、資料を提供させていただき御覧いただいて、皆様には、こう

思うのだけどとかこうしたほうがいいのではないか、そういったご意見を頂ければありがたいなと思っています。

D 委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。位置づけについて、ご理解いただけましたでしょうか。

ですので、何回か会議、検討委員会も含めてもんで、そしてその後この運営協議会に提示されると、それに対して意見を言っていくという流れですね。

それでは、そのほか内容等につきましてご質問、ご意見いかがでしょうか。

E 委員、お願いいたします。

E 委員 37ページ基本、長寿福祉社会像がありますが、非常に言葉は分かりやすいのですが、「高齢者がすこやかに いきいきと 安心して暮らせる社会」となっていますが、もう少し分かりやすいものにならないかなと思うのです。これではただ言葉にすぎなくて、理想論を掲げている。具体的に高齢者は何をすればいいのかを説明するべきでは。お題目で終わってしまうのではないかという心配があります。

以上です。

議長 ありがとうございます。基本的に37ページは第7期の計画ですね。これに書かれている内容ですが、もう少し具体的にしっかり分かりやすいように。多分次回の第8期もこういうようなことを挙げることになるかと思しますので、そのときに書き方といいますか、分かりやすくしたほうがいいのではないかというご意見だったと思います。

そのほかご意見いかがでしょうか。この運営協議会、それぞれの皆さん方の立場もあろうかと思しますので、そういう中で注目するようなところについてご意見頂ければと思いますが、いかがですか。

A 委員、お願いいたします。

A 委員 39ページなのですがけれども、(3)の介護予防・健康づくり施策の充実の項ですが、自立支援と出ております。これなのですが、7期でも自立支援は出ていますけれども、この自立という言葉の定義を、明確にしてもらいたいなと思っています。というのは、必要なサービスを利用しながらその人らしく生活を続けていくことが自立なのだと思っていたのですけれども、どうもインセンティブとかいろいろ言われている中で、高齢者でサービスが要らない状態にするのが自立することだというように、何か意味が変えられているような気も

したのですね。ですので、もう少しその辺の定義を詳しくしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。自立という言葉っていろいろな取り方があるのですね。医療と福祉でも違ったりして。しっかり共通理解していかななくてはならないと思います。やはりこの部分は、定義付けも含めて、ただ単にサービスが要らなくなることだけではないと私も思っておりますが、そこは注意して書き進めるところをご意見として伺いたいと思います。

F委員、お願いいたします。

F委員 同じページの(3)番なのですけれども、39ページ、上から5番目のところに在宅診療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応と書いてあります。私も一応訪問看護師としては、前も言ったと思うのですけれども、人生会議とか、自分の意思決定とか、次のときには、「観点を踏まえて記載」と書いてあるので、そういう文言もぜひ入れてほしいと希望します。何かを今度つくるときに。

議長 すみません、もう一回キーワードのほうお願いしたいと思います。

F委員 人生会議とか、あとは自分の意思の決定、そういうような自分で決めるというか、事前に伝えるというようなことをやっておいてほしいということも記載していただきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。計画をこういう冊子にまとめる際に、もう少し詳細を書いたとき説明書きを加えたときにこういうキーワードをぜひ入れたほうがいいではないかというご意見ですね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。G委員、お願いいたします。

G委員 35ページですけれども、計画の性格のところに地域包括ケアシステム、もうこれ既につくっております。地域ごとにある程度会合等で進んでいるところがあるのですけれども、意外に一般の方々まで浸透していないと。やっている仕事の内容は非常にいいことなのですけれども、一般の方々に浸透していないのはちょっともったいないなという気がしまして、もう少しこれを活用するような、ないしはそれをアピールするような方法はないかなと思ひまして、一言申し上げる次第です。

議長 ありがとうございます。先ほどやっとな地域包括支援センターとか、以前に比

べたら浸透してきたのではないかということもありましたけれども、地域包括ケアシステムですよね。難しいな、何かいい案はありませんか。一般の方にも説明できるような、分かりやすいような、興味を持って見てもらえるような、キーワードも含めてですね。今後の課題としてとどめておきたいと思います。

そのほかどうでしょうか。やっとみんな意見が出てきましたので、先ほどまで私若干つらかったのですが、いかがでしょうか、それぞれのお立場の話で結構です。

C委員、いかがですか。

C委員　では、38ページの(1)で指定介護療養型医療施設の設置期限、これは今までずっと延長、延長としてきた部分がいよいよ切れるということだと思うのですが、それまでにそれに代替する確実な転換等を行うための具体的な方策ってどういったことなのかが分からなくて。

議長　ごめんなさい、38ページの。

C委員　38ページの(1)の2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備の midpoint の2つ目で、要は療養型病床の病院のほうが廃止になる、これがもう何回も延期している話だと思うのですが、それに替わる、廃止になるのに備えてどういう転換をしていくのか、具体的な方策について記載というのがぼんと出てきていたので、それが一体どういうことを意味しているのかが分からないのですけれども。

議長　これにつきまして事務局、よろしいでしょうか。

事務局　指定介護療養型医療施設が、現実的には越谷市内にはございませんので、越谷市の介護事業計画の中でこれを記載していくかどうかはまだ分からないのですが、介護療養型医療施設につきましては、基本的には介護老人保健施設、いわゆる老健、あるいは介護医療院というものが平成30年から新たな施設形態としてできたのですけれども、基本的には介護療養型医療施設はなくなりますので、そこに移行してくださいと。なかなか移行が進まないで、6年延ばし、6年延ばしということで、どんどんその移行期間が先延ばしになっているのです。それをスムーズに転換が進むような、行政としての支援策を書き込んでくださいよということなのですから、実際には越谷市内に介護療養型施設ございませんので、具体的な手法を書き込んでいくかどうかというのは今後検討させていただきたいと思います。

議長　ありがとうございます。実際越谷市にはないのですね。確かにないのに書く

というのもどうかということですね。

お願いいたします。B委員、お願いします。

B 委員 39ページの6番なのですが、人材確保の取組のところなのですが、コロナがまだ収束していませんので、今後介護のほうでもやはり、予防とか機械化とか、会議等にとりましてもZ o o mとか、大変お金がかかる投資をしないといけない、設備にかかることがどんどん増えてくると思うので、介護のほうも大変困ると思うのです。その辺の予算ですか、補助をしてあげないと。それが私の要望です。

議長 ありがとうございます。ウィズコロナでこのような事業を展開していくに当たって、というところですね。それに対しての特別にかかる予算も考えなくてはいけないのではないかとこのところですね。ありがとうございます。

H委員。

H 委員 すみません、ボランティアの立場として来ておりますけれども、一般の市民として、最近うちの近所でも介護を利用する人非常に増えておりまして、これは介護保険を維持するのは大変だなといつも実感しているのです。やっぱり受益者負担を増やしていくしかないのではないかとか思っているのですけれども、その中で、やはり最期を家で迎えるというのが一番幸せではないかなと感じているのです。ぜひおうちで介護なさっている方に手厚い支援か何かができたらいいなと思っております。それから介護職の方にもっと手厚い報酬とか差上げられたらいいのになと常々思っております。国の指針があって越谷市だけではできないとは思っているのですけれども、そういうところ酌んでいただけるといいなと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。介護人材確保とか人的な資源の部分での待遇面、それからその方々に対するサービスや支援が大切ではないかということですね。自宅で亡くなるということは、包括ケアシステムの根本で言うと、自宅で幸せに迎えられない覚悟が要ると大きな皿の受皿に書いてあるのですよね、本来はね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。時間もございますが、あとお一方ぐらいいかがですか。よろしいですか。

E委員、お願いいたします。

E 委員 今の関連ですけれども、国の指針では今在宅介護というのに力を入れていく

方向なのですよね。それを踏まえて何をすべきかというのも、せっかく今の質問に何らかのウエイトを入れていったらどうだと。それから、基本的には在宅のほうが介護の費用はかからないわけですよね、施設よりは。今、施設が満床状態というか、実際には介護職員がいないので、器はあるけれども、結局受け入れられないというのが私の聞く範囲であるのです。それであればやっぱり在宅についてももう少し方向性をはっきりしていくべきではないかと思います。

議長 ありがとうございます。在宅、居宅サービスの充実もやっぱりしっかり明記していく必要があるのではないかと思います。

今回は一応骨子的な説明だったかと思いますので、これをもう少しまた深めていくことになろうかと思います。先ほどの41ページの計画からしますと、8月ぐらいにはまた運営協議会が開催される予定になっています。その間作業部会の3回目、4回目、そして2回目の検討委員会があり、運営協議会にかかってくる流れになると思いますので、8月にまたしっかり意見をそれぞれの立場の中でお話しただければと思います。

それでは、次の議題に進めてもよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

(6) 指定介護予防支援事業所の指定更新について

議長 それでは、議事の6つ目になります。指定介護予防支援事業所の指定更新についてになります。また事務局から説明よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、指定介護予防支援事業所の指定更新についてご報告をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料が43ページになります。まず、指定介護予防支援事業所についてでございますが、地域包括支援センターが実施する事業の一つとして介護予防支援がございます。これは、介護保険における介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを必要とする要支援者に対し適切なサービスを利用できるよう計画の作成やサービス調整等の支援を行うものでございます。

越谷市が設置しております地域包括支援センター11か所は全て指定介護予防支援事業所を兼務しております。指定介護予防支援事業所の業務につきましては、介護保険法の指定に基づきまして、地域包括支援センターの設置者が申請をし、指定を受けることで実施をすることが可能となるものでございます。指定の期間は6年間と定められておりまして、期間満了前に更新手続を行うこ

ととされております。

今回、43ページの資料にありますように、表の一番下、11番に、大沢というものが黒い枠で囲ってあるのですけれども、この大沢が令和2年9月30日をもって指定期間を満了いたしますので、現在指定更新の手続について、地域包括支援センター大沢の運営法人へ通知をしているところでございます。更新に伴います提出書類等につきましては、参考までに資料の44ページに記載しておりますので、こちら後ほどご覧いただければと存じます。

いずれにいたしましても、地域包括支援センターと指定介護予防支援事業所は切っても切れないような、そういった関係にございますので、手続につきましては遅滞なく進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

議長 ご説明ありがとうございます。6年がたつというところですね。

これにつきまして、報告かと思いますが、ご意見いかがでしょうか。更新に当たって市のほうもしっかりとした評価も行って、そして手続を進めていくということで前回も、30年度も別法人の更新についてご報告があったかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 ありがとうございます。

それでは、議事の6つ目につきましてはこれで了解というふうなことで終わらせていただきたいと思います。

(7) 地域包括支援センター大相模の設置について

議長 続きまして、議事の7つ目になります。地域包括支援センター大相模の設置について、また事務局からご説明お願いいたします。

事務局 それでは、地域包括ケア推進課野中と申します。着座にて説明させていただきます。

それでは、説明のページなのですが、47ページ、48ページをご覧ください。このたび越谷市では大相模地区センター内に地域包括支援センター大相模の設置を予定しております。地域包括支援センター大相模の設置の理由でございますが、(2)のとおりとなっておりますが、近年、川柳・大相模地区の人口増を受けまして、高齢者人口も増加をしております。地域包括支援センター大相模の地区センター内の単独設置については、自治会や民生委員など地域の

様々な団体との連携が図りやすくなり、地域福祉の充実につながるといった効果がございます。このような観点から、各地区に地域包括支援センターを設置するという越谷市の基本方針の下、高齢者人口の増加や地域コミュニティとの連携を検討した結果、地域包括支援センター川柳・大相模から大相模を分離しまして、このたび新設することといたしました。

人口でございますが、令和2年4月1日現在、地域包括支援センター川柳・大相模の担当する高齢者、川柳が2, 194名、大相模が5, 658名の合計7, 852名でありまして、特に大相模地区の高齢者人口は毎年増加をしている状況でございます。

2のタイムスケジュールでございますが、現在進行しておりまして、御覽のとおり計画を進めております。7月1日には公募の説明会、7月31日には公募の選考会を行うという状況でございます。

48ページに行きまして、人員配置でございますが、2地区に分割を予定しておりますが、それぞれの包括の人員につきましては、それぞれ現状維持のまま確保させていただきます。現在2地区で5名の職員を配属しておりますが、分割後はそれぞれ川柳包括5名、大相模包括5名ということで、それぞれ5名ずつの対応をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ご説明ありがとうございました。地域包括支援センターを1つ増やすということ。これにつきまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

G委員、お願いいたします。

G委員 大賛成でございます。ぜひ進めていただきたい。

以上です。

議長 ありがとうございます。質問の話もあろうかと思いますが、はい、お願いいたします。

H委員 すみません、大相模地区センターのことではございませんけれども、地区割というのはどうなっているのだろうといつも思うのです。といいますのは、私たちの住んでいる地域は本当に大沢地区センターがすぐそばにありますのに、実際は大袋に行かなくてはいけないというのがありまして、自治会の方皆さんびっくりなさるのですね。何でここが大袋なのだろう、そのあいあいってどこにあるのだろうと皆さん思っているらっしゃる。ご相談したいなと思うときに、なるべく近いところで何とかならないのかなというのが私たちの願いなのです。

けれども、地区割の変更というのはできないのかなと思っております。すみません。

議長 大相模のお話ではございませんが、回答よろしいですか。お願いします。

事務局 先ほどの地区割のお話でございますが、確かに地域の方からもそういったお声というのが届いておりまして、我々のほうも重く受け止めている状況でございます。我々地域包括支援センターのほうでも地区レベルのネットワーク会議というものを地域の自治会さんだったりだとか、民生委員さんだったりとか、そういった地域で活躍をする団体さん、事業者さんと連携して会議等も行っているのです。けれども、そこでお越しいただくような方々については、やっぱりその中の、例えば大沢であれば大沢の自治会にお越しいただいている状況ではあるのですけれども、実際のところ我々の地区割としては、地番、住所で区切ってしまうている。大沢で言えば大沢とか、東大沢ですとか、そういったところで区切っているというギャップが生じてしまっている状況でございます。

これについては我々も、解消していかなければいけないと重く受け止めておりますのが、地域住民の方への周知をどうすればいいのかとか、いろいろと課題もありますので、一つ一つその課題を整理してご期待に沿えるような地区割を検討させていただければと考えております。

議長 ありがとうございます。なかなか拠点を中心がないもので大変ですよ、そこら辺は。

ほかにご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。先ほど大賛成の声もありまして、数が増えるということはサービスの向上にもつながる一つの要因ではとも思いますので。

それでは、7つ目の議題、地域包括支援センター大相模の設置ということについては了解で終わらせていただきたいと思います。

(8) 地域包括支援センター事業報告・事業計画等について

議長 それでは、8つ目、最後の議題になりましょうか。地域包括支援センター事業報告・事業計画等について、まずまた事務局から説明よろしく願いいたします。

事務局 それでは、引き続きまして地域包括支援センターの事業報告・事業計画等についてご報告、ご説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

資料が51ページからになりますので、51ページお開きください。まず、地域包括支援センターの概要でございますが、地域包括支援センターにつきましては、先ほどもお話ありましたが、現在11か所設置しております。全て業務委託により実施を、運営をしているという状況でございます。その業務内容につきましては、図にありますとおり、大きく4つの業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに分かれているという状況でございます。

その運営に当たりましては、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ適切、公正かつ中立な運営を確保することとなっております。本市におきましては、こちらの介護保険運営協議会がその役割を兼ねておりますので、昨年度の事業実績についてご報告をさせていただくものでございます。

次に、52ページをお開きください。2の地域包括支援センターの設置状況でございますが、先ほど説明がありましたが、令和3年1月には川柳と大相模を分離し、地域包括支援センターは12か所となる予定でございます。それに伴いまして、それだけではないのですけれども、専門職の配置人数につきましては、昨年度から増員を行っております。こちらは後ほどご説明をさせていただければと思います。

次に、53ページをお願いいたします。3の令和元年度の事業報告でございます。まず、(1)、総合相談支援につきましては、延べ件数で平成30年度から1万件ほど、特に電話による相談が増加をしております。増加の要因としては、高齢者人口の増加というものがあると思うのですが、それ以上に地域包括支援センターの周知というものが進んできた結果なのかなと考えております。

次に、55ページをお願いいたします。(2)、権利擁護でございますが、成年後見制度に関する相談も虐待疑いの相談件数も増加をしているという状況でございます。特に虐待疑いの相談件数につきましては、2倍近く増加をしているところでございます。これも要因として考えられますのは、虐待に関する認識の広まりですとか、ご本人様や家族の方からに限らず、近隣の方ですとか、また関係機関の方からなどの相談も寄せられているという状況も考えられます。

次に、56ページをお願いいたします。(3)は包括的・継続的ケアマネジメント、(4)は介護予防ケアマネジメント事業、介護予防事業の実績でございます。なお、(4)の表の中の一番上、介護予防支援・ケアマネジメント実施件数につきましては、各包括がケアマネジメントを実施している延べ件数で、

つまり毎月埼玉県国民健康保険団体連合会というところに請求を行っているのですが、その請求件数の12か月分を合算した数字となっております。

次に、58ページをお開き願います。こちら(5)、地域におけるネットワークの構築に関することですが、昨年度末時点の実績で471か所の事業所に登録をいただいております、こちらも年々増加をしております。

次に、60ページお願いしたいと思います。(6)、地域ケア会議に関することですが、①の個別レベルのケース検討会議の開催状況でございますが、昨年度の7月から自立支援型のケース検討会議を開始いたしまして、支援困難型と並行して実施しております。本年3月からは新型コロナウイルスの感染予防のため中止をしているという状況でございますが、準備期間を踏まえながら、関係団体とも調整の上、秋口ぐらいには再開をしていきたいというふうに考えております。

昨年度の検討事例数につきましては、支援困難型と自立支援型を合わせまして57事例で、個別の事例の紹介については個人情報の兼ね合いもありますので、こちらでは個々は控えさせていただきますが、個別の検討結果見えてきたテーマで主なものを紹介させていただきますと、例えば支援困難型の対象者が多いのが、独居の認知症の高齢者や8050問題といった高齢の方と障がいのあるお子さんのいる世帯など、そこから支援を必要としている高齢者の把握と見守りの必要性についてや、認知症への理解、周知について、地域包括支援センターの周知についてといったテーマが改めて見えてきて、資料は61ページになるのですが、地区レベルの地域包括支援ネットワーク会議につなげたところでございます。

また、このネットワーク会議につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして若干開催の回数が減っておりますが、昨年度は福祉SOSゲームを通じた地域支え合い活動についてや、認知症の現状と対応方法について、自治会活動との協働についてなどをテーマに話し合いを行いました。

次に、62ページをお開きください。③の見えてきた課題と方向性でございますが、個別レベル、地区レベルで検討し、見えてきた課題を市レベルの地域ケア会議である地域包括ケア推進協議会に諮り、表の網かけ部分でございますが、新たに取組を始めた事業を掲載しております。例えば、表の上から2番目でございます認知症の人を地域で支える担い手の育成であれば、平成29年度から認知症サポータースキルアップ講座を施策化したところでございます。な

お、表の網かけの中で令和2年度から実施を予定している事業についても掲載しておりますが、こうした内容や課題から見えてくる今後の対応等につきましては、地域包括ケア推進協議会の協議事項として今後お諮りをしてまいります。

次に、63ページをお願いいたします。(7)、各地域包括支援センターの横断的組織である部会でございますが、引き続き4つの部会でそれぞれのテーマを持って議論してまいります。例えば、認知症地域支援推進員検討部会では、ふらっとにおける取組の内容や認知症サポーターの活動を促進するチームオレンジの構築に向けた検討を行ってまいります。

次に、64ページをお願いいたします。(8)、地域包括支援センター事業評価の結果についてでございますが、こちらは全国の市町村で実施をされております国の統一評価指標に基づいて調査した結果を掲載したものでございます。設問は全55問で、表の一番下の事業間連携というものを除きまして全国平均を上回っているという状況でございます。なお、事業間連携につきましては、生活支援体制整備事業の構築結果についての設問がありまして、越谷市ではまだ全地区に配置ができていないというような状況がありまして、全国平均を下回っておりますが、今後は順次拡大していくことで徐々に反映されていくものと考えております。

次に、65ページをお願いいたします。4、地域包括支援センターの体制強化についてでございます。先ほど相談等の実績で申し上げたとおり、相談件数は毎年増加をしております。こうしたことに対応するため、本年度から包括職員の増員を行うための委託料の増額を行いました。この職員配置の方針として、1つの包括には最低限4人の専門職を配置するということといたしました。これにより、これまで3名体制であった新方包括、荻島・北越谷包括、大沢包括、越ヶ谷包括、南越谷包括については、各1名の増員といたしました。また、高齢者人口の増加に対応するために、大袋包括、出羽包括についても各1名の増員といたしました。

次に、2つ目の体制強化として、先ほどご説明したとおり、地域包括支援センター大相模を新設いたします。これに伴いまして令和3年1月に予定している大相模の新たな4名配置を加えますと、職員数の合計は57名となり、合計で11名の増員となります。

また、66ページを御覧いただきますと、包括の専門職1人当たりの高齢者数は、昨年度ベースで行きますと1,880人であったものが、この増員によ

りまして今年度は1, 518人となりまして、昨年度のほかの中核市平均との比較にはなってしまうのですが、中核市平均の1, 526人を下回るというような状況となります。

3つ目は、包括、大袋の出張所の開設でございます。大袋地区につきましては、高齢者人口が最も多いというところと、特に集合住宅がある千間台西地区、西三丁目については高齢化率も4割を超えておりますことから、これまで以上に相談しやすい体制づくりや見守り体制を強化するため、令和2年10月を目標にこの地域に出張所を開設いたします。

最後に、67ページの令和2年度の事業計画でございますが、これまで同様に実施していく中で、新たな計画に盛り込んでいるものとしては、先ほどもお話ししましたが、8番のところの認知症総合支援事業のうち、「ふらっと」おおぶくろ・がもうにおいて、認知症に関する周知、啓発、イベント等の開催を行っていかうと、また認知症サポーターのボランティア活動を促進していくための拠点でありますチームオレンジの設置に向けた検討の開始がございます。

長くなりまして、説明は以上でございます。

議長 説明ありがとうございました。

地域包括支援センターの業務に関する報告、また計画も含めて説明があったかと思いますが、これにつきましてご意見、お願いいたします。

I 委員 57ページですが、地域包括支援センターが介護予防支援業務を委託する指定居宅介護支援事業所として委託先の一覧が出ているのですけれども、市外が6か所あるのですね。もちろん春日部とかさいたま市は近隣ということですから、生活圈かなというふうに思うのですけれども、中には茨城県、東京都北区、足立区とかと出てきているのですけれども、地域包括という趣旨からしてこんな広域で委託していいのかなという、そういう受皿がないということなのかもしれませんけれども、この辺はちょっとお聞きしたい。

それから、前にもお聞きしていたのですけれども、大沢の地域包括センターについて、ここには保健センターがあるのですけれども、これが8月から保健所の隣に移転をするのですね。そうすると、地域包括センターの周知をしていくという意味では、公の施設の中に包括が入るといいのかなと思うのです。が、旧というか、まだやっているのでしょうかけれども、大沢にあるあの保健センターの中に地域包括を入れていくということについて、前も検討されているのかと質問したのですけれども、いよいよ移転ということでどうなっ

いるのか、お話をお聞かせいただければと思います。

議長 ありがとうございます。ここは正確なほうがよろしいかと思しますので、お願いいたします。

事務局 それでは、お答えさせていただきます。

57ページの表のところに市内3か所、市外6か所というところで、わり合い市外のほうが多いのではないですかという話でございますけれども、これ令和元年度に新たに委託をした事業所の一覧でございます。総数といたしましては市内のほうが124か所、市外のほうが44か所というような実態でございます。随分遠方のほうもというお話でございますけれども、これはご家庭の事情等により、遠方に体を動かしたりとかということがあった場合に、やはりその場所に近いところでご支援が受けられるようにという話でございますので、必ずしもそこから無理やり利用者を引っ張ってくるというようなお話ではないというところでございます。

それから、大沢地区センターのお話でございますけれども、大相模地区センターの整備でもご説明いたしましたけれども、私ども基本的に公共施設内に設置をしていくという基本的な考え方がございますので、大沢地区センターの整備が進んでいく中で大沢地区の地域包括支援センターも地区センターの中に設置が進められるように今関係各所と調整をしているところでございます。また正式にご案内ができるタイミングでこちらでもご報告をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、最後の8番目の議事になりましたけれども、地域包括支援センターの事業報告、事業計画につきまして、ご意見よろしいでしょうか。

お願いいたします。

H委員 「ふらっと」がもうとか、「ふらっと」おおぶくろというのは大変参加者が多くて、皆さん元気に通っていらっしゃると思うのですが、越谷市内でたった2か所しかないのですよね。本当に近くの方しか参加できない。これをもうちょっと地域全体に広げる計画はないのかなと思ってお聞きしたいと思っておりますけれども。

議長 ありがとうございます。ここにつきましては、簡単な形で回答できますでしょうか。

事務局 それでは、お答えさせていただきます。

今のふらっとの件だと思うのですが、今ふらっとは「ふらっと」がもうとおおぶくろということで市内2か所ございます。今後3か所目とか、そういったところをもっと増やしていく考えはないのかということかと思うのですが、今のこの介護保険制度においては、国も住民主体による高齢者の居場所というのをどんどん増やしていこうという流れにあります。行政といいますか、公設の居場所を設けるというよりも、今言ったような住民主体の居場所に対して支援をしていくという方向にございますので、現在の段階では第3か所目を公設のそういった場所として設置するという考えはないのです。運営コストも非常にかかりますので、そういった意味でもないのですが、逆に住民主体で通いの場を広げておくという考え、そういったことに対する支援は行政のほうでも拡大、充実させていこうと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

F委員、お願いいたします。

F委員 65ページを見てなのですが、私がいます職場がある増林は、人数が2年度に増えてないみたいなのですが、高齢者人口からすると適当にいるのだなと思っています。今度新しく大相模地区の包括支援センターができるということなのですが、川柳と離れるとやっぱり高齢者人口が随分違うのだなと思ひまして、その1人当たりの職員、もちろん半分になるから半分の人数でいいと私も全然思いませんけれども、この人数の振り分け方というのは何か規定があるのでしょうか。

議長 これにつきましてよろしいでしょうか。お願いいたします。

事務局 それでは、お答えいたします。

増林だけではないのですが、まずこの地域包括支援センターの職員の配置につきましては、基本としては高齢者人口をベースにして配置をしている状況でございます。基本、高齢者人口が6,000人を超えるごと、2,000人以内ですね、例えば増林であればこれが7,257人のところが8,000人になりましたら1人増やすというような方向性で、2,000人増えるごとに1人増員していくと考えているところでございます。

議長 はい。

F委員 少し地域で差があるような感じがするのですが、多分この職員数の6

人とか3人とかというの、きっと常勤換算ですね、もしかしたら。ちょっと分からないのですけれども。なので、もう少し細やかでもいいのかなど。その中の職員さんたちはうちだけが忙しいわと、そういう不満はないのでしょうか。出てこないのでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。

事務局 確かに包括さん業務内容もいろいろ多岐にわたって業務量も多いというところで、非常に多忙であるというご意見は頂いているところでございます。ちなみに、増林は4名とさせていただいたのは、3職種、いわゆる社会福祉士ですとか、保健師、それから主任介護支援専門員という専門職の方の人員をこちらに記載させていただいているものでございまして、それ以外の事務の方ですとか、そちらについてはこちらには記載させていただいていないというものでございます。

議長 取りあえずよろしいでしょうか。今後このような事業報告が出てきたところで、クレームとは言わないですけれども、何か困っていることとか、また皆さん現場で不明なことがあったらまたこの会議でも言っていただければなと思いますので。

はい、お願いいたします。

D 委員 Dです。包括支援センターは、私は桜井に住んでおりまして、いち早く地区センターの中にできたところなのですけれども、非常に助かっております。民生委員としても何かあったらすぐ包括さんということで、本当に助かっているのですけれども、夜間にどうにかして連絡取れないかと思うのです。困ったときに、夜間にちょっと連絡したいなと思ったときに、電話番号がもう5時半でしょうか、15分でしょうか、そのあたりで恐らくいらっしゃらなくなるのでつながらなくなるのですけれども、何か改善策があったらいいなと思うのです。例えば、包括の職員の方お帰りになっても、どこかの部署につながるとか、何かそういったのがあったらいいなと思っているのですけれども。

議長 では、お願いいたします。

事務局 では、お答えさせていただきます。

一応全包括ともに緊急連絡先というのがございまして、基本的にはその地域の皆さんが、例えば土日ですとか、そういったときにお困りにならないようにという体制は取っております。ただ、それがきちっと周知されているかというところ、大変申し訳ない状況にあるのかなというところでございますけれども、い

ま一度その体制についてはきちんと見直した上でご案内ができるように努めさせていただければと考えております。

D 委員 電話番号が載っていますよね。その番号でどこかにつながるとのことですか。

事務局 基本的にはそこから転送をされる仕組みとして用意をさせていただいておりますが、きちんと運用されているかをいま一度確認をさせていただいてご報告はさせていただきますと思います。

D 委員 よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、そろそろこの議題は終結させようかと思うのですが、特にという方は、大丈夫でしょうか。今後も包括支援センター、地区センターには大分入ってきているという状況ではございますが、また色々なところで聞いた話も含めてここでも情報共有ができればなと思いますので、アンテナを立てていただければと思います。

それでは、議事の8つ目の地域包括支援センター事業報告・事業計画等について終結させていただきたいと思います。ありがとうございました。

4 その他

議長 それでは、続きまして最後のところでその他、まず1つ、資料の提供がございまして、A委員より委員の皆さんへということで、介護者の状況把握のために知っておいたほうがいいのではないかとという提案がございます。埼玉県ケアラー支援条例ということに係る資料の配付がございましたので、A委員、簡単な形でご説明いただければと思います。

A 委員 お時間頂きましてありがとうございます。

今年の3月31日付で埼玉県ケアラー支援条例が制定されまして、今回条文を配付させていただきました。私は、さいたまNPOセンターの越谷事務所と、越谷介護者の会で介護者サロンティータイムというピンクの紙があるのですが、こういうものをずっと10年くらい開催しておりました。それで、やはり2011年からほんと越谷さんを借りて月1回開催しております。主にそこでは在宅で介護をしている方たちが集まって介護の悩み、それから介護のコツ、こんなことを言うては失礼なのですが、お役所では絶対教えてくれないようなことなど様々な情報交換をしています。自分の介護の悩みなどを話

すことで気持ちが晴れたという方が多く、また自宅に戻って介護を続けられるとも話していただきます。小さな活動ですが、少しでも介護者の方たちの気持ちに沿っているのではないかと考えています。

今回の条例制定で徐々に介護者支援の機運が高まってくることを願っております。孤立状態から少しでも解放できるのではないかなと思っています。ぜひ一度条例を読んでいただくとありがたいです。ありがとうございます。

議長 情報提供ありがとうございました。これはまだ第8期の計画のところでも参考になる資料ではないかなと思います。介護者を、ただ介護負担を軽減するだけではなくて、もう少しちゃんと支えていくということ、こういうことが第8期にも入ってくるのかなとも思いますので、また色々なほかの情報提供もありましたらよろしくお願いいたします。

はい、J委員。

J委員 今日の新聞に、朝日新聞ですけれども、「新しい生活、健康の二次被害を防げ、デイケア行けず筋力衰え入院」と、こういう記事が載っていましたね。コロナの関係で言うと、この事業計画の中にもやっぱり一文入れておく必要があるのかな、今年で終わるわけではないでしょうし、また来年も第2波、第3波のときに基本的にどういうふうに考えているのかを一言も入れておく必要があると思います。

それで、第2波に向けてということではありますけれども、今まで市の対応いろいろお聞かせいただいている中で、非常に機械的な対応が目立ったなと私は思っています。どういうことかということ、公民館とか体育館、図書館、こういうものについてはほとんど使用できなくなってしまったのです。住民が利用できない。利用しようと思っても閉鎖しているという、そういうことが全般的に行われました。解除が近くなった段階で分かったのは、県内の自治体間で基準がばらばらだった、使えるところと使えないところがあった。そして、越谷市に聞いてみると、5市1町の縛りがありましてということで、そこでがっちり固まってしまっていて自由に話ができない、うまく運営ができないというもどかしさがありました。具体的に言いますと、例えば吉川と越谷と比べると、図書館は吉川の場合は、子供、親と一緒に来れば閲覧いいですよと、かなり前からやっていた。そんな知恵を出していたのです。

そういうことで言うと、私が思うには、介護予防ということに考えていった場合には、やっぱりウィズコロナという、コロナとともにこれから生活してい

くということ言うならば、ステイホームというよりは、やっぱり気をつけて外に出ていく条件を整えていくということのほうが大事なのではないかなと思うのです。公的施設を全館閉じてしまうということになると、ではこれまで3か月半職員は何をやっていたのだと、公民館職員は何をやっていたのですか、貸し館業務もやらないで、では毎日掃除をしていたのかと、こういうふうになるわけですね。6月15日から開いてみたら、みんな市民の方はちゃんと守って、3密にならないように消毒をして、それで適切に利用しているわけです。だから、もっと前からオープンしてもよかったのに、ずっと国だ、県だ、5市1町だという縛りで利用ができない。

私は、高齢者はこのままだとコロナで死ぬよりもフレイルで死んでしまいますよ、こっちが多くなりますよと言ったのです。やはり体を動かして外に出て行って、予防しながら出て行って、それで元気になる、コロナに負けない、そういうことが大事ではないかと思うのです。

そういう点では、これから第2波が来ると言われています。そういう中でまた第2波が来たら同じように全館閉めてしまうと、そういうことをやるのではなくて、今までの形で可能な限り受け入れていくという、そういうことも必要になるのではないかなと思うのです。そういう点で介護保険課あたりが中心になって、ほかの施設についても利用しやすいような条件を整えていただきたいと思うのです。

元に戻っては困るので、そこを十分ご配慮いただきたいと思うのと、最後にお聞きしたいのですが、越谷市内の介護の現場ではどういう状況だったのか。グループホームとか、いわゆるデイサービスとか、そういうところはどんな利用状況でどうなったのかということをお聞きいただければと。

議 長 それでは、最後になりましたけれども、J委員からの昨今の新コロナの関係の対策につきまして回答いただけますか。簡単な形でお願いいたします。

事務局 ご意見ありがとうございます。新型コロナの関係は、新聞にということ、私もその新聞拝見させていただきました。国の緊急事態宣言期間中、老人福祉センター4館をはじめ各公民館、高齢者の日中の活動の場となるような場所も閉鎖をさせていただいております。その経過に当たりましては、続けるべき、閉鎖すべき様々な意見がある中で、対策本部会議の中の方針に基づいてそのような措置を取らせていただいたわけですが、一方では現場からはこのような強いご意見もあったということをお聞きして本部会議のほうにはお伝

えをしていきたいなと思います。

それから、本市内の介護事業所の状況でございますが、介護保険課において4月の末、それから5月の末に追跡の調査ということで運営状況の調査をさせていただき、その中で約260の事業所に対して調査を行った中では、4月の時点で休止あるいは事業縮小については全体で18、5月の末に行った中でも、はっきりした数字が16だったか、17だったかちょっと今手元に資料ございませんので、ほぼ変わらない数字でございました。対象の事業所もほぼ同様の事業所でございます。

縮小した原因といたしましては、まず利用者が通所をして感染してしまうことがちょっと怖いということで、利用者側からの利用のちょっと減らしたいとか、そのようなご希望、あるいは施設側として感染を予防するために週3回のデイサービスを週1回にするとか、それから利用者に通ってもらってのデイサービスをご自宅に訪問しての、身体介護あるいは簡単な健康体操、そういったものに替えるということでの事業縮小、そういったことで対応いただいておりますが、確かにそういう調整が入った中の方では今まで通えていた回数が確実に減ってはおりますので、今回の新聞に載っていたようなことも確かに心配されるのだろうなというふうに思っております。

そういうことはございまして、できるだけ規模縮小する際は利用者とお話しをいただいて、必ず代替サービスを提供していただきたい、そういったことも市のほうからお願いしてまいった中で、そのような規模縮小の状態でございます。今後第2波、第3波心配されておりますので、利用者の方の健康状態あるいは認知症なんかもそういうところに通わないことで進んでしまうこともございますので、そういったところに配慮しながら、皆様から意見を頂いて、その上で対応を取ってまいりたいと思いますので、どうぞご理解いただければと思います。

議 長 はい。

J 委員 関連でちょっと話しておきたいのですけれども、特に公民館が果たす役割って大きいと思うのです、越谷市内で。公民館に通う、近いから通える、行けるという、そういう人が多いわけですけれども、役所で決められてしまうと、公民館がもうシャットアウト、そうするとどこに影響が来るかという、今度は自治会館なのですね。町会の会館は使えない、これはどこで決まったかという、決まってはいないのです。役所で公民館使えないからうちも同じだよな

というので、使えませんよとなってしまうのです。だから、どういう条件を満たせば使えるのかということは今から検討していただいて、今のような、今は使われているわけですが、今のようなことを守っていただければ密にならないとか、そういうこと守ってもらえれば使っているのですよというようなことを公民館サイドでぜひ発信してもらいたい。そうしないと、本当に近くにある自治会館もなかなか利用できないというふうにもなりますので、この自治会館が果たす役割というのは結構高齢者にとっては大事なのです。そこいらをぜひこの次の第2波、第3波に向けては検討いただきたい。もう機械的に駄目よというのでシャットアウトだというのではなくて、なるべく可能なようにしていただきたいなと思っています。

以上です。

議長 G委員。

G委員 私は、今のそのご意見にちょっと異論があります。新型コロナについては現在治療薬がありません。ワクチンもありません。高齢者の既往症のある方がかかった場合は非常に危険なのです。政府のほうも緊急事態宣言を発して3密の自粛だとか、不要不急の外出の制限をする、そういうような中で私は越谷市はよくやったと思っています。結局感染者を出してしまっただろうがないのですよね。恐らくどんな対策でも反対、賛成というのはいっぱいあると思います。そういう中で、私はよく越谷市はやったと思います。

それと、私は自治会長も兼務していますけれども、できるだけ3密になるような会議・集会はやめさせてもらっています。これ自分たちが決めてやることであって、私は越谷市から、国からの要請だけで動くのではなくて、自分たちも考えて、自分たちで自分を守らなければいけないのだと思うのです。ですから、私はこういう突発的な事由越谷市行政に反映させると、かえって異質な状況になりますので、異質なものは異質なものの、我々が求めている施策とは別にすべきだと私は思っているのですけれども、いかがでしょうか。

終わります。

議長 ありがとうございます。それぞれいろんな意見が、これ多分どこもそうだと思いますけれども、正解が分からない状況でもあるのだと思うのですよね。でも、今までの現状も含めて今後計画を立てる上でも考えていかななくてはならないかなというふうにも思いますので、今日はちょっと長くなってしまっていますが、またいろんなご意見、情報をこの場ででも頂ければというふうに思い

ますので、ぜひ、先ほども言いましたけれども、アンテナを立てていただいて情報を集めていただければというふうに思います。ご意見いろいろありがとうございました。

それでは、若干すみません、進行上長くなってしまいましたけれども、以上をもちまして本日の議題の内容としては全て終了というふうなことになります。

ご意見もだんだん、最初のほうよりは後半のほうご意見いろいろ頂けたので、私も助かりました。また次回の会議も、最初から今度はご意見を頂ければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

司会は事務局のほうにお返しいたします。

司 会 田口会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

それでは、事務局より2点ほどご連絡させていただきます。

まず、1点目でございますが、次回の運営協議会の会議日程でございます。本日の資料にも掲載させていただきましたが、8月中旬から下旬のいずれかの日程を予定しております。詳細日程につきましては、決まり次第改めて皆様にご連絡させていただきます。

次に、2点目ですが、本日の会議録は、作成できた段階で皆様に送付させていただきます。お手元に届きましたら内容をご確認いただきたいと存じます。その上で次回の運営協議会におきましてお諮りしたいと考えております。

5 閉 会

司 会 それでは、閉会の言葉を田口会長からお願いを申し上げます。

会 長 先ほどもう締めてしまいましたけれども、本日は本当に長時間にわたってありがとうございました。新コロナも含めていろいろな今後対策を立てなくてはいけないというところがあるかと思えます。また次回、もう少し今回の第8期の計画を深めていかなければいけないと。先ほどF委員からもありましたけれども、やっぱりキーワードをしっかりと盛り込む必要があるのではないかなとも思いますので、ぜひ自分のそれぞれの立場からでも次回の会議で深めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

司 会 ありがとうございます。

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。